

IP化等に対応した電気通信分野の 競争評価手法に関する研究会

「討議 / 検討の方向性に係るご提案」
2002年11月14日

ケーブル・アンド・ワイヤレスIDC株式会社

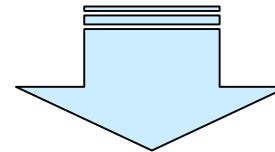
Lisa Suits
Fixed: 03-5820-5010
e-mail: Lisa.Suits@cwidc.com



討議 / 検討の進め方に関する考え方

- 弊社といたしましては、具体的ケーススタディを行う以前に、市場選定を行うための基準について、十分な議論を行い、一定の合意を得ることが必要と考えます。
- 具体的なケーススタディの対象となる市場(「市場の失敗の存在しうる市場」)は、合意された市場選定の基準に基づき選定されなければなりません。

市場選定基準に関する検討 ~ 合意



合意された市場選定基準に従って市場を選定し、
ケーススタディを実施



事務局案に対する提案

- 事務局案では、「利用者向けサービスとして現実に提供されている代表的なサービス」として、ADSL、固定電話及び携帯電話を取り上げてケーススタディを行うこととなっております。しかし、これではこれらの市場が選定された理由が不明確であり、本研究会の検討趣旨に即しているかどうか不明です。
- 事務局案においてご提案されたケーススタディにおいて、指摘しようとする有効競争上の問題点はどのようなものになるのでしょうか？
- 前ページの考え方の通り、合意を得た市場選定基準に基づいて選択した市場についてケーススタディを行うことで、より効率的かつ有効な議論が可能と考えます。



市場選定の基準について

- 前回弊社よりご説明させていただいたとおり、例えばECでは、事前規制が必要な市場を特定するための3つの(累積的な)基準が指定されています。
 - 高くて、一時的ではない**参入障壁**
 - 適切な期間に、**自然に有効な競争的な状態に移行しない市場**
 - **競争法単独では対応できない問題を含んだ市場** - 問題が起こることが単純に持続して、競争が妨げられるような状況
- 当然、日本の現状に即した基準はこれらと異なる可能性があります。しかし、上記ECの指定した基準を参考に市場選定の基準について議論すべきではないかと考えます。
- いずれにせよ、弊社はこのような市場選定の基準をまず明確化することが先決であると考えます。
- 市場選定の基準は競争政策と密着したものでなくてはなりません。

